

レ ン タ ル 規 約

本サービスは、当社がお客様へ貸出するものです。

必ず本サービスの規約をご理解いただいた上で、お申込みください。

【レンタル規約】

第 1 条（規約の適用）

1. ATHLONIA（以下「当社」という）は、本規約（以下「規約」という）に定めるところにより、貸渡自転車用品（以下「レンタル用品」という）を利用者に対し貸渡し、利用者はこれを借り受ける（以下、「レンタル」という）ものとします。
2. 当社は、利用者に対する事前又は事後の通知なしに本規約を改訂出来るものとし、本規約の改定後、本サービス規約上に表記した時点で改定後の規約を適用するものとします。

第 2 条（レンタル契約の締結）

1. 利用者とは、規約・料金表等によりレンタル条件を、それぞれ明示して、レンタル契約を締結するものとします。
2. 利用者は、レンタル契約の締結に当たり、規約で利用者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. レンタル契約の締結後、利用者の都合により、レンタルをキャンセルされる場合は、下記のキャンセル料金をお支払い頂きます。なお、レンタル料金をお支払い後のキャンセルの場合、規定のキャンセル料金を差し引いた金額をご返金致します。※手数料、送料はお客様のご負担となります。
4. レンタル期間は、一週間単位とします。

予約キャンセル料金

レンタル用品の予約をキャンセルされる場合、以下の通りキャンセル料金が発生致します。

- ・ 7 日前～6 日前：20% ・ 5 日前～3 日前：50% ・ 2 日前～当日：100%

第 3 条（商品の受渡）

1. レンタル用品が利用者の手元に届いた日または店舗から貸し出された日から起算し、利用者が発送した日または、店舗にご来店で返却された日までがレンタル期間となります。なお、お客様が不在時にレンタル用品が到着し、翌日以降に受け取られた場合でも、当初到着日からの起算となります。
2. 配送時に破損する恐れがあります。レンタル用品到着後、必ず中身をご確認ください。
3. 輸行バッグの本サービスをご利用で店舗にお越しになれない場合、お客様のご指定場所に配送致します。
4. 輸行バッグは専用ダンボールに梱包の上、お客様の元へ配送致します。返却の際も専用ダンボールに入れて返送ください。
5. 配送費はお客様ご負担となっております。配送は、着払いとなりますのでご利用者様がお受取りの際、ご自身で事前にお伝えした金額の配送費をお支払い下さい。返却する際の発送費はお客様自身で持ち込まれた店舗または配送受付可能な場所にて配送料をお支払いください。

第 4 条（レンタル予約）

利用者がレンタル用品の申込をされた時点で予約が成立するものとします。

第 5 条（レンタルの拒絶）

当社は、利用者が次の各号に該当する場合には、レンタル契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- ② 規約に違反する行為があったとき。

- ③ その他、当社が不適当と認めたとき。
- ④ 当社の責に帰すことができない不測の事態により、レンタルできるレンタル用品がないとき。
- ⑤ 利用者が 18 歳未満の場合で、親権者の同意がないとき。

第 6 条 (レンタル料金)

- 1. レンタル契約が成立した場合、利用者は当社に対して次項に定める料金を支払うものとします。
- 2. 当社はそれぞれの金額を料金表に明示します。
 - ① 利用料金
 - ② その他の料金

第 7 条 (点検整備等)

- 1. 当社は、必要な整備を実施したレンタル用品をレンタルするものとします。
- 2. 製品上、繰り返して利用しておりますので多少の傷はございます。利用者は、レンタルにあたり、使用前に傷の位置・整備不良がないこと等を確認するようにしてください。

第 8 条 (利用者の管理責任)

- 1. 利用者は、レンタル用品の引渡を受けてから当社に返却するまでの間 (以下「使用中」という)、善良な管理の注意をもってレンタル用品を使用し、保管するものとします。
- 2. 使用中、利用者の故意または過失によりレンタル用品が紛失・破損した場合、利用者の責とし、商品を買取っていただく場合がございます。
- 3. 使用中、利用者がレンタル用品の使用により死亡、その他の傷害を負った場合、それが当社の責に帰すべき事由に基づく場合のほかは、利用者の自己責任とし、当社は責任を負いません。

第 9 条 (利用者所有物に対する責任)

- 1. レンタル品である輪行バッグの収納時にお客様の自転車が破損した場合、利用者の自己責任とし、当社は責任を負いません。
- 2. レンタル品であるホイールの着用時に利用者の自転車が破損した場合、利用者の自己責任とし、当社は責任を負いません。

第 10 条 (日常点検整備)

利用者は、使用中レンタル用品について、毎日使用する前に当該レンタル用品の使用につき通常必要とされる点検整備を実施しなければならないものとします。

第 11 条 (禁止行為)

- 1. 利用者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - ① レンタル用品を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
 - ② レンタル用品を改造しその原状を変更すること。
 - ③ 法令又は公序良俗に違反してレンタル用品を使用すること。
 - ④ 第 2 条のレンタル条件に違反する行為をすること。
- 2. 利用者が、第 1 項各号に違反した場合には、当社は、利用者に対し、レンタル料金の 5 倍の違約金のお支払いを請求できるものとします。

第 12 条 (利用者の返却責任及び延滞料金)

- 1. 利用者は、レンタル用品を使用期間満了日までに配送するものとする。
- 2. 返却期限までに配送手続きがなされなかった場合は、翌日以降から延滞料金が発生します。

3. 利用者は、天災その他の不可抗力により使用期間内にレンタル用品を返却することができないときは、予め営業時間内に当社に連絡してください。
4. 利用者は、前項を除き当社への連絡の有無を問わず、返却日にレンタル用品を返却しない場合、料金表提示の超過料金（1 日単位）×レンタル料金を延滞金としてお支払いいただきます。

第 13 条（レンタル用品が返却されなかった場合の措置）

1. 当社は、利用者に次の各号のいずれかが該当するときは、民事訴訟等の法的手続のほか、レンタル用品の所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
 - ① 使用期間が満了したにもかかわらず当社の返却請求に応じないとき。
 - ② 利用者の所在が不明である等不返却と認められるとき。
2. 利用者は、当社が利用者の探索及びレンタル用品の回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 14 条（レンタル用品の確認等）

1. 利用者は、清掃して引渡時の状態（通常の使用による劣化・摩耗を除く）で返却するものとします。
2. 利用者は、レンタル用品の返却にあたって、遺留品がないことを確認して返却するものとし、当社は、レンタル用品の返却後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第 15 条（レンタル用品の故障）

利用者は、使用中にレンタル用品の異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社の営業時間内に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 16 条（事故）

1. 利用者は、使用中にレンタル用品に関わる事故が発生したときは、直ちに、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - ① レンタル用品の修理を行う場合は、当社に報告し認めた場合を除き、当社で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
2. 利用者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

第 17 条（盗難）

利用者は、使用中にレンタル用品の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- ① 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- ② 被害状況等を営業時間内に当社に報告する。
- ③ 盗難・被害に関し当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 18 条（利用不能によるレンタル契約の終了）

1. 使用期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタル用品が使用できなくなったときは、レンタル契約は終了するものとします。
2. 利用者は、前項の場合、レンタル用品の引取及び故障等が利用者の故意または過失に基づく場合はその修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みのレンタル料金を返金しないものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 4 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等がレンタル前に存した瑕疵による場合は、利用者は当社から代替レンタル用品の提供を受けることができるものとします。
4. 故障等が利用者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みのレンタル料金から、レンタルからレンタル契約の終了までの期間に対応するレンタル料金を差し引いた残額を利用者に返金するものとします。
5. 利用者は、本条に定める措置を除き、レンタル用品を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 19 条 (利用者による賠償及び営業補償)

1. 利用者は、使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、利用者の責に帰すべき事由による事故、盗難により当社がそのレンタル用品を利用することが不能となったことによる損害については、以下に定めるところによるものとし、利用者はこれを支払うものとします。

レンタル用品 (ホイール・輪行バッグ) : 定価

第 20 条 (レンタル契約の解除)

当社は、利用者が使用期間中に規約に違反したときは、何らの通知・催告を要せずレンタル契約を解除し、直ちにレンタル用品の返却を請求することができるものとします。

この場合、当社は受領済のレンタル料金を利用者に返却しないものとします。

第 21 条 (同意解約)

利用者は、使用期間中であっても、当社の同意を得てレンタル契約を解約することができるものとします。

但し、当社は、受領済のレンタル料金から、レンタルから返却までの期間に対応するレンタル料金を差し引いた残額を利用者に返却しないものとします。

第 22 条 (相殺)

当社は、規約に基づき利用者に金銭債務を負担するときは、利用者が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 23 条 (合意管轄裁判所)

この規約及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所のみをもって合意管轄裁判所とします。

以上

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-1-24 鳩森八幡神社ビル 1 階

TEL : 03-3470-7227 FAX : 03-5413-7572

株式会社アスロニア

営業時間：【平日】12：00～21：00 【土日祝】11：00～19：00

【定休日】火曜日

E-mail : station@athlonia.com